広島地方裁判所

令和２年４月１日施行の民事執行法改正により、入札制度が変わりました。

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2，※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。）

※1　陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
※2　入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※3　記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
①　住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
②　自己資金で入札する場合は、陳述書１枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は，

広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には，必ず，広島地方裁判所**本庁の事件番号（「期間入札の公告」に記載してある事件番号）**で行ってください。

なお，入札手続等は，広島地方裁判所本庁の執行官が取り扱います。入札書を誤って呉支部又は三次支部に提出すると**無効になります**のでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第４部不動産執行係

TEL（０８２）５０２－１３９２

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL（０８２）２２８－０４２１（代表）

令和　８年（ケ）第　　１１９号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　９日
広島地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　吉　田　智　美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　４日　午前１０時００分 広島地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２４日　午後　３時００分 広島地方裁判所民事第４部
特別売却実施期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　８日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 （注）現金，小切手は保証として認めない（特別売却を除く）。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　９日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 337, 000 3, 469, 600	一括	870, 000	51, 475	0
1	1, 902, 000				
2	2, 435, 000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　１１９号

物　件　目　録

１　所　　在　　安芸高田市甲田町下小原字上迫

　　地　　番　　１８７５番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５５２．４２平方メートル

２　所　　在　　安芸高田市甲田町下小原字上迫１８７５番地

　　家屋　番号　　１８７５番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　軽量鉄骨造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７９．６４平方メートル
　　２階　７４．６１平方メートル

令和　8年（ケ）第　　１１９号

物　件　明　細　書

令和　8年１０月　5日
広島地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　吉　田　智　美

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者（共有者Ａ）が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　１１９号

物　件　目　録

１　所　　在　　安芸高田市甲田町下小原字上迫

　　地　　番　　１８７５番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５５２．４２平方メートル

２　所　　在　　安芸高田市甲田町下小原字上迫１８７５番地

　　家屋　番号　　１８７５番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　軽量鉄骨造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７９．６４平方メートル
　　２階　７４．６１平方メートル

令和 ８ 年(ケ)第１１９号
令和 ８ 年　８月１４日受理
令和 ８ 年　９月　4日提出

現　況　調　査　報　告　書

広　島　地　方　裁　判　所

執　行　官　林　　隆　也

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　１１９号

物　件　目　録

１　所　　在　　安芸高田市甲田町下小原字上迫

　　地　　番　　１８７５番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５５２．４２平方メートル

　　所有者　Ａ

２　所　　在　　安芸高田市甲田町下小原字上迫１８７５番地

　　家屋　番号　　１８７５番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　軽量鉄骨造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７９．６４平方メートル
　　２階　７４．６１平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１００分の５５
　　共有者　Ｂ　持分１００分の４５

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島県安芸高田市甲田町下小原１８７５番地
土地	物件　1
現況地目	■宅地（物件　1）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　■その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	本土地は西側里道を介して国道５４号線に接面している。
建物	物件　2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（共有者Ａ）　　□その他の者 上記の者が本建物を　住居　として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	■債務者（物件２建物共有者Ｂ） □
占有状況	■敷地 □駐車場 □ □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（□ （占有者） ■債務者Ｂ代理人弁護士）の陳述／□提示文書（ ）の要旨

占有権原		□賃借権 ■使用借権 □
占有開始時期		平成１１年１１月２９日（物件２建物新築日）
最初の契約等	契約日	平成１１年１１月２９日
	期間	平成１１年１１月２９日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 □その他の者（ ）
	借主	■占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎 金 円（毎 限り 分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		□ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		

執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述要旨等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述要旨等
■安芸高田市役所担当者	本件土地西側道路は国から移譲を受けて当市にて管理している里道です。
■共有者Ｂ代理人弁護士	1　本件建物では共有者Ａとその家族が居住しています。 2　Ｂは本件土地所有者Ａに対し、地代等を支払っていません。

（執行官の意見用）

執行官の意見

1　本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図及び添付写真のとおりである。本件建物内の状況から、本件建物には関係人の陳述に沿った形の占有が認められた。なお、本件土地はＡの単有、本件建物はＡとＢの共有であるところ、ＢはＡに対し土地使用料等を支払っていないので、Ｂによる本件土地の占有権原は使用借権に基づくものとした。

2　本件建物内には複数箇所にひっかき傷のような跡があり（写真１９）、かつ猫の爪研ぎ器があることから、室内で猫を飼育していた可能性がある。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
令和8年8月20日（木） 14：20―14：35	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年8月20日（木） 15：00―15：15	広島法務局三次支局	公図、建物図面、登記事項要約書等交付申請
令和8年8月20日（木） 16：00―16：15	安芸高田市役所	建物課税等調査、接道調査
令和8年8月21日（金） 15：00―15：05	当庁	共有者Ｂ代理人弁護士に架電 占有関係等聴取
令和8年9月2日（水） 15：30―16：00	物件所在地	占有関係・聞取等調査、写真撮影（評価人同行）

（特記事項）

■　令和８年９月２日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和８年９月２日
目的物件は不在かつ無施錠だったので、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部分	所在	安芸高田市甲田町下小原字上迫					地番	1875番			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図	
作成年月日	昭和49年3月			備付年月日(原図)	平成3年9月30日		補記事項				

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月20日
広島法務局三次支局
登記官

請求番号：13-1
(1/1)

縮小(A3→A4)

公用

公用

登記年月日　平成11年12月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月20日　広島法務局三次支局　登記官

H.11.12.1

3932027

各階平面図

建物図面
各階平面図

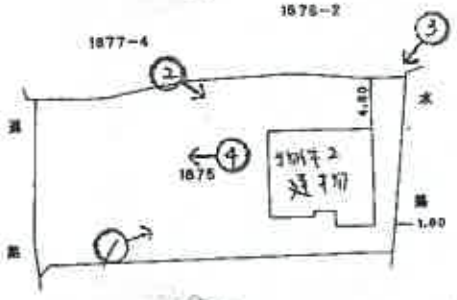
家屋番号	1875番
建物の所在	安芸高田市甲田町 高田郡甲田町大字下小原字上迫1875番地

1階

求積表		
9.56 ×	7.55 =	72.2736
4.06 ×	0.50 =	2.0300
3.56 ×	1.50 =	5.3400
合計		79.6436
床面積		79.64 ㎡

2階

求積表		
9.56 ×	7.06 =	67.4936
3.56 ×	2.00 =	7.1200
合計		74.6136
床面積		74.61 ㎡



縮尺	1/250

申請人

縮尺	1/500

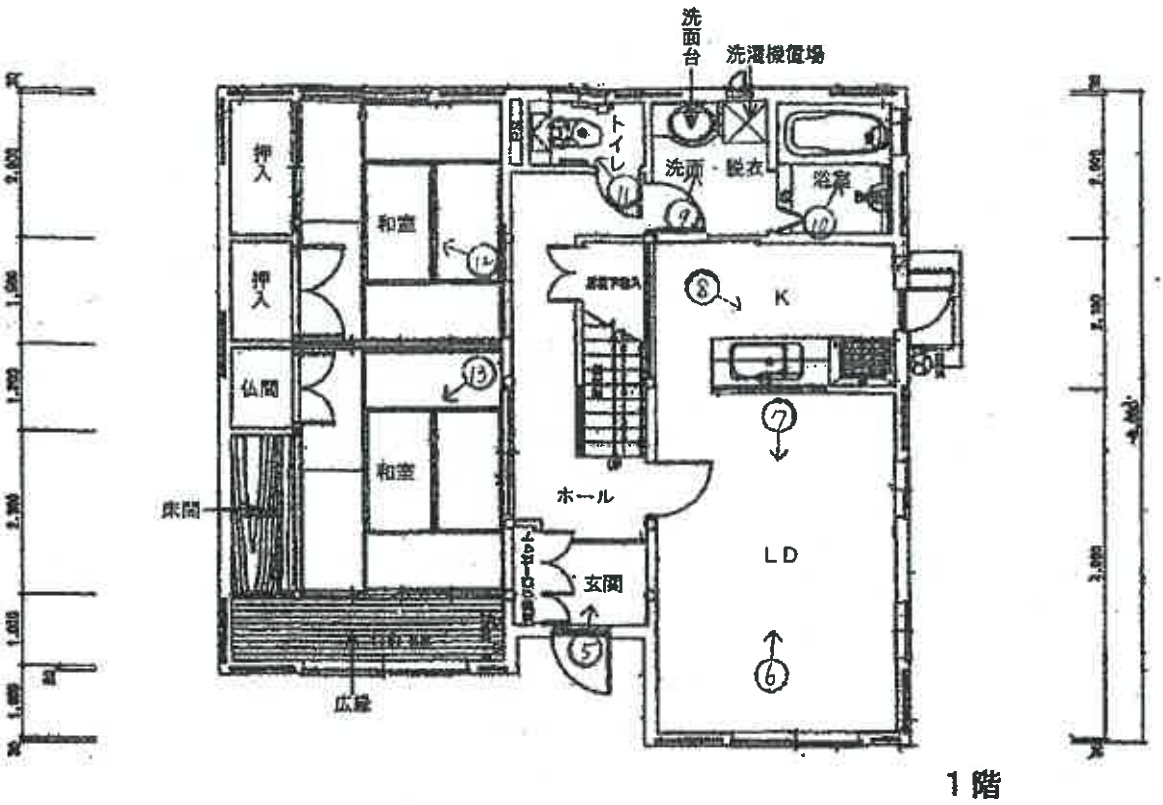
拡小（A3→A4）

作製者　土地家

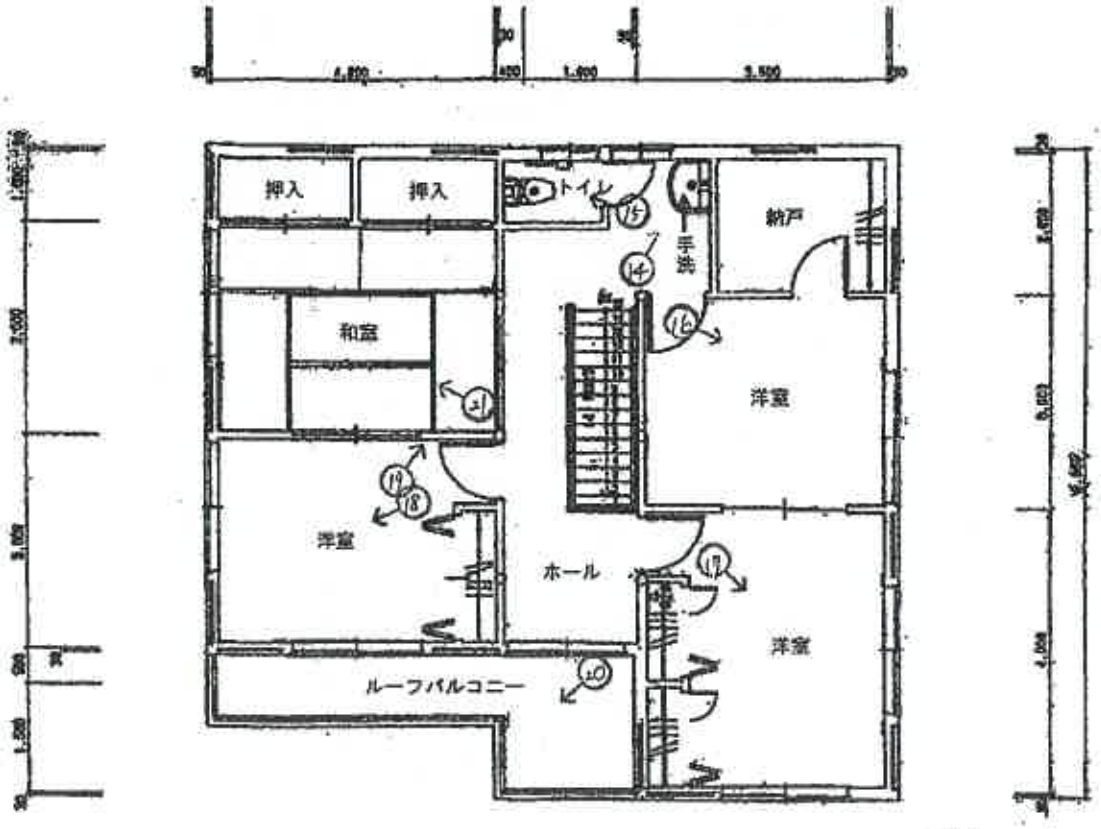
（不動産登記規則第十条関係）

調査番号：13-2

凡例 ○→ 写真撮影方向



1階



2階



建物間取図

凡例 ○→ 写真撮影方向

写真１



写真２　　太陽光発電設備（ソーラーパネル）



写真３　　太陽光発電設備（ソーラーパネル）



写真４



写真５



写真６



写真７



写真８



写真９



写真１０



写真１１



写真１２



写真１３



写真１４



写真１５



写真１６



写真１７



写真１８



写真１９　猫のひっかき傷と思われる部分



写真２０



写真２１



令和 8 年(ケ) 第 119 号
令和 8 年 9 月 2 日現地調査
令和 8 年 9 月 15 日評　　価

広島地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
中　村　真　二　　印

第１　評価額

一　括　価　格	
金 4,337,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金 1,902,000円
物件２（建物）	金 2,435,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	安芸高田市甲田町下小原字上迫 1875番 宅地 552.42㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	安芸高田市甲田町下小原字上迫1875番地 1875番 居宅 軽量鉄骨造瓦葺2階建 1階　79.64㎡ 2階　74.61㎡ 延べ　154.25㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ芸備線「吉田口」駅の北西方・直線距離約　2300m （別添「位置図」参照）	
付近の状況	付近は一般住宅、農地等の見られる住宅地域となっている。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 ― ― ― なし 特定盛土等規制区域
画地条件	規模　552.42　㎡	間口　約　15　m 奥行　約　33　m 形状　ほぼ整形 接面状況　中間画地 その他　地勢概ね平坦
接面道路の状況	西側 約　2.2～2.5　m　簡易舗装道路※　高低差　ほぼ等高 ※市道認定なし。 公図上里道部分の幅員は約1.5～2m程度であり、現況より物件1の一部が道路敷地に提供されている可能性がある。南側で幅員約2.2～2.5mの舗装道路と接続する。	
土地の利用状況等	現状は物件２の建物が存する。 隣地は農家住宅、太陽光パネル用地、未利用地等。 目的外建物　なし。	
供給処理施設	上水道　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス　接面道路の本管敷設　なし 本物件内への引込　なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・ＬＰＧ等はこれに含まれない。	
	公共下水　接面道路の本管敷設　なし 本物件内への引込　なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特記事項	・土砂災害警戒区域(土石流)に指定されている。 ・周辺の複数の目的外土地に太陽光発電施設の設置を目的とする地上権が設定されており、今後周辺に太陽光パネルが多く設置される可能性がある。	

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成　11 年 11 月 29 日　新築 経　過　年　数：約 27 年 経済的残存耐用年数：約　5 年
仕　　様	構　造：　第３　目的物件欄記載のとおり。 屋　根：　第３　目的物件欄記載のとおり。 外　壁：　窯業系サイディング等 内　壁：　クロス張り等 天　井：　クロス張り等 床　：　フローリング・畳等 設　備：　電気、給排水等 その他：　IHクッキングヒーター 家庭用ヒートポンプ給湯機(370L, 2016年製) 複層ガラス
床面積（現況）	第３　目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品　　等	普通
保守管理の状態	室内で猫を飼っていた可能性があり内部建具、内壁に爪とぎによる破損が認められる。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	・　屋根に太陽光パネルが存するが評価の対象とはしない。 ・　対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ×オ
1	8,630	0.95	552.42	1.00	1	4,529,000

ア　標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を土砂災害警戒区域内で幅員約2.2m舗装道路に略等高接面する地積約500㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査価格（ 安芸高田(県)-2 ）

公示価格等（円／㎡） a	時点修正 b	標準化補正 c	地域格差 d	規準価格（円／㎡） a×b×c×d
9,760	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{112}$	8,630

◇時点修正　：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇標準化補正：　必要なし。
◇地域格差　：　街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ　個別格差：

街路条件	0.95
相乗積	0.95

ウ　地　　積：登記数量による。

エ　建付減価：必要なし。

オ　持　　分：共有持分(完全所有権の場合は１と表記)

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格（円） ア×イ×ウ×エ
2	180,000	154.25	0.06	1	1,666,000

ウ　現価率：

経過年数 a	経済的残存耐用年数 b	経済的全耐用年数 a＋b
27　年	5　年	32　年

残価率	観察減価
5　％	70　％

現価率＝〔残価率＋（１－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価）＝ 0.06

エ　持　　分：共有持分（完全所有権の場合は１と表記）

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,529,000	0.40	法定地上権	1,812,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 40 %と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	4,529,000	− 1,812,000		1.00	0.70	1,902,000
2	1,666,000	+ 1,812,000	1.00	1.00	0.70	2,435,000
一括価格（合計）						4,337,000

ウ　占有減価修正 ： 必要なし。

エ　市場性修正 ： 必要なし。

オ　競売市場修正 ： 第２ 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価調査価格（ 安芸高田(県)-2 ）

所　　在　：　安芸高田市甲田町高田原字末広1164番6外
価　　格　：　9,760円／㎡
位　　置　：　ＪＲ芸備線「甲立」駅　南方 道路距離 約 480mに位置する。
価格時点　：　令和7年7月1日
地　　積　：　307㎡
供給処理施設　：　水道・下水
接面街路　：　南東側3.6m市道
用途指定等　：　都市計画区域外
地域の概要　：　県道背後の農地の中に農家、一般住宅等の見られる住宅地域。

２　固定資産税評価額（令和8年度）

物件１　3,627,189　円　（１㎡当たり　6,566　円）、　課税地積　552.42　㎡

物件２　2,686,671　円　（１㎡当たり　17,418　円）、　課税床面積　154.25　㎡

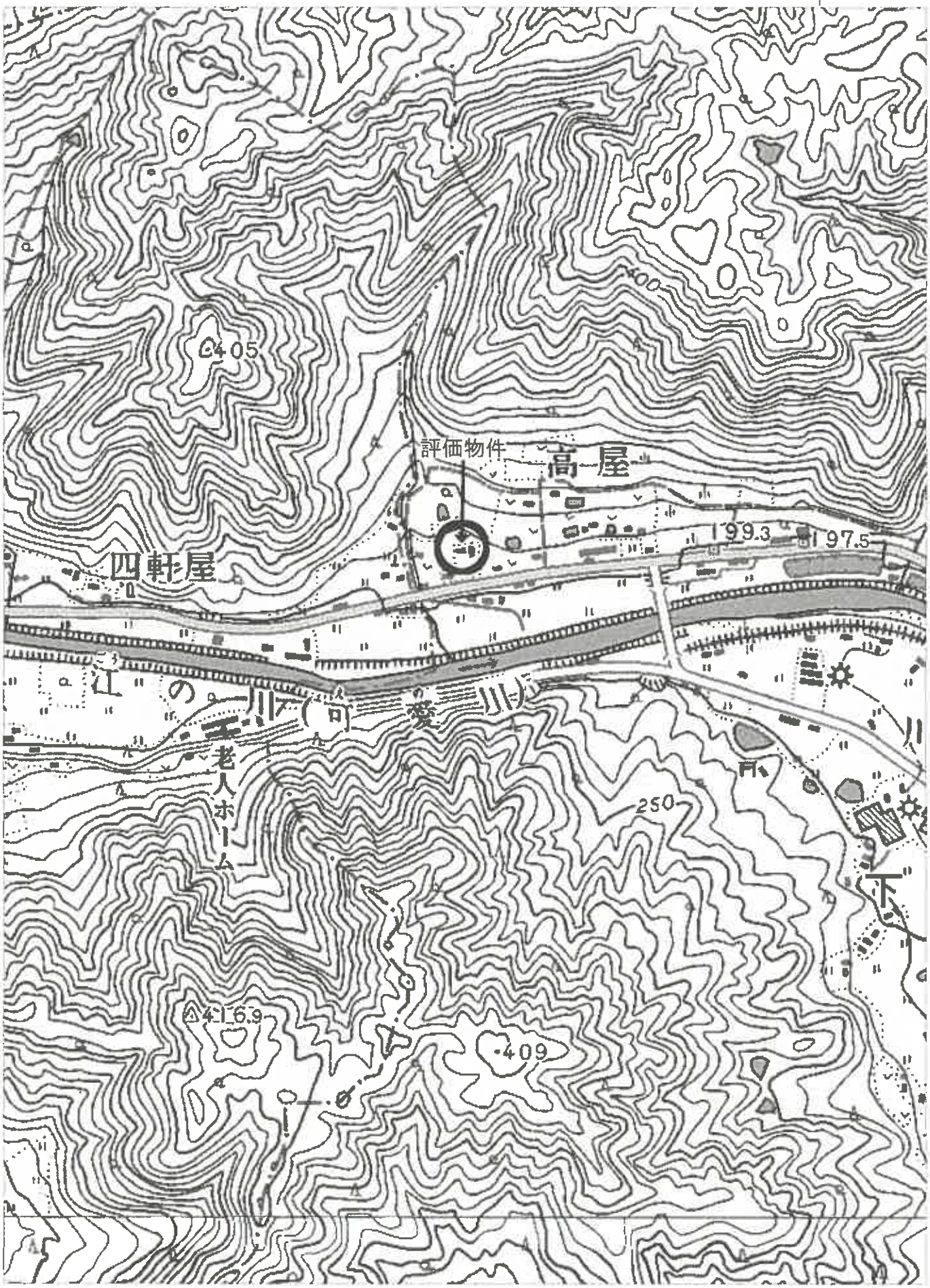
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

1　受命物件の位置図（国土地理院地図　縮尺 1／10,000、1／25,000）
2　公図写し（法務局備付）
3　建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
4　建物間取図（見取図）

以　上

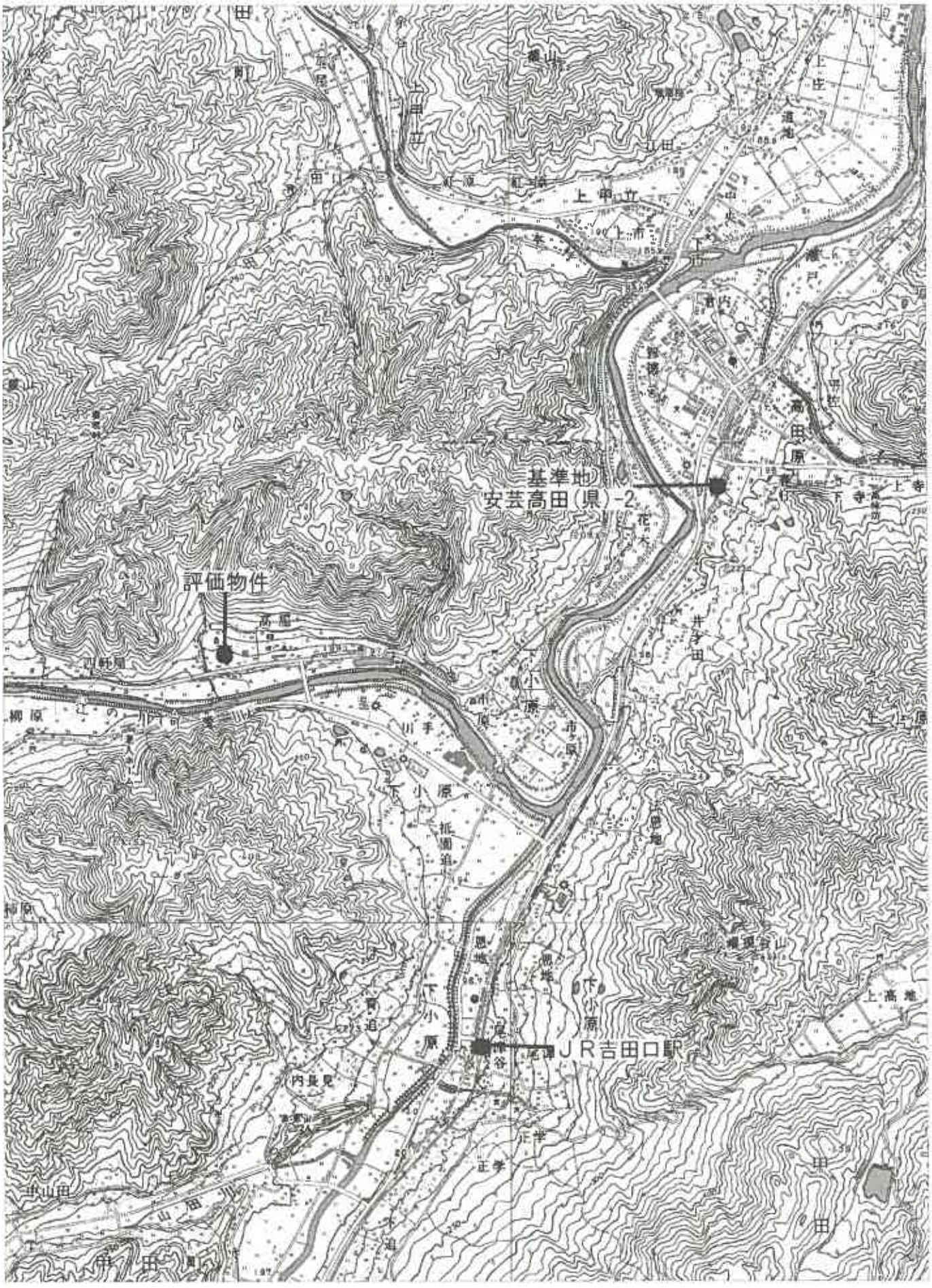
所在位置略図



1:10,000

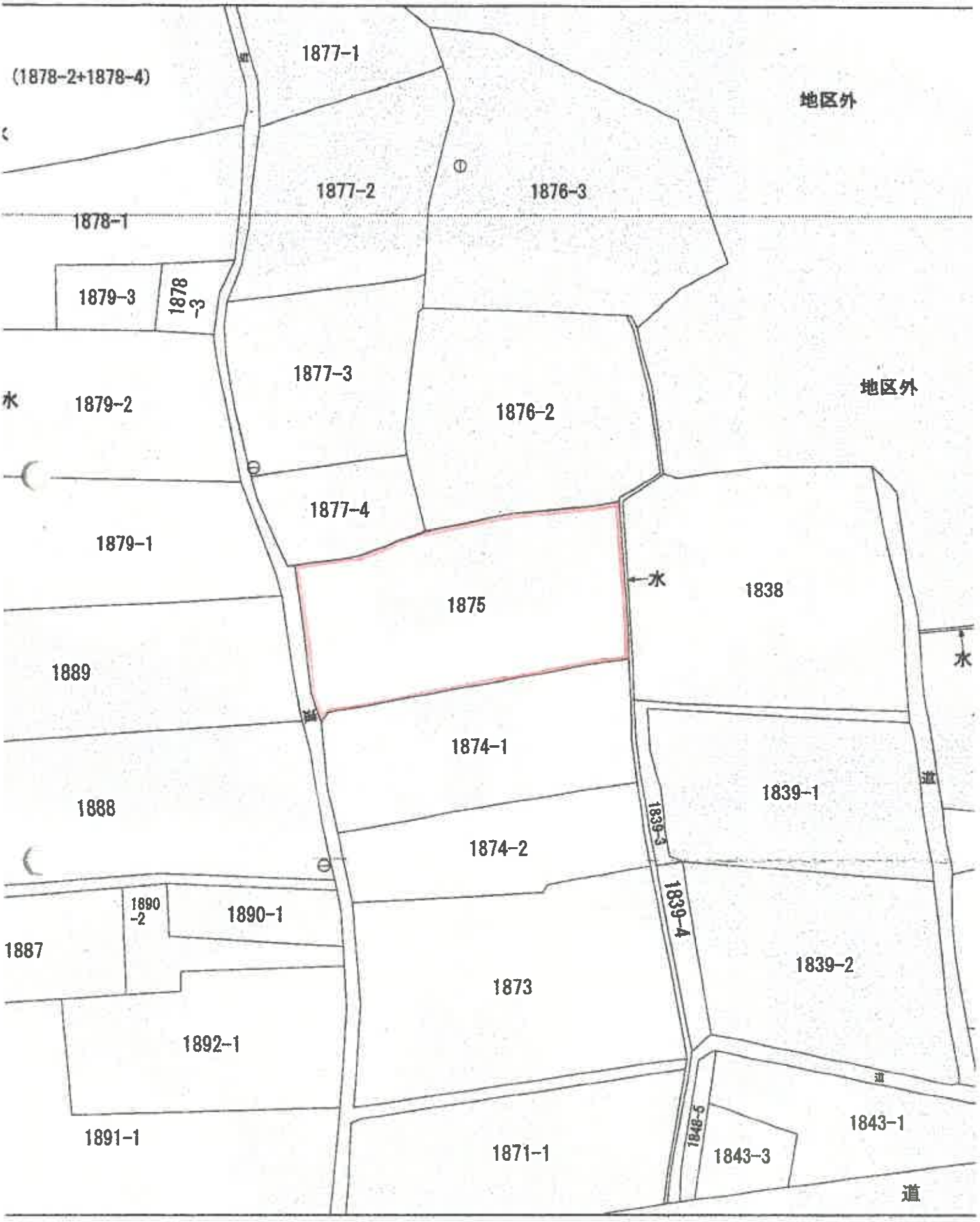
国土地理院地図

所在位置略図



1:25,000

国土地理院地図


(1878-2+1878-4)
1877-1
地区外
1877-2
1876-3
1878-1
1879-3
1878-3
1877-3
水
1879-2
1876-2
地区外
1877-4
1879-1
1875
水
1838
水
1889
1874-1
1839-1
道
1888
1839-3
1874-2
1890-2
1890-1
1887
1839-4
1839-2
1873
1892-1
道
1843-1
1848-5
1891-1
1871-1
1843-3
道

公　図　写

登記年月日：平成11年12月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（広島法務局三次支局管轄）
令和8年6月30日　東京法務局
登記官

H.11.12.1

3932027

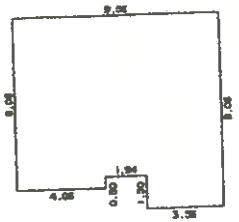
各階平面図

[redacted]

家屋番号	1875番
建物の所在	[redacted]高田郡甲田町大字下小原字上迫1875番地

建物図面
各階平面図

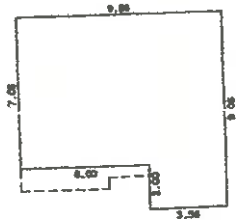
1　階



求積表

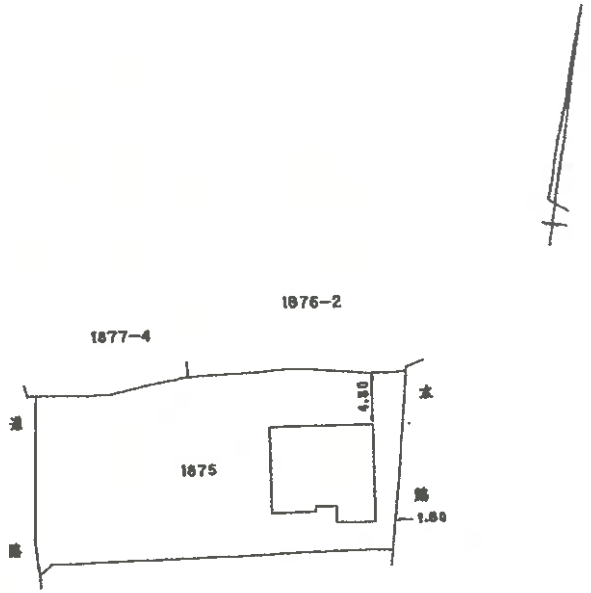
9.56 X	7.56 =	72.2736
4.06 X	0.50 =	2.0300
3.56 X	1.50 =	5.3400
合計		79.6436
床面積		79.64 ㎡

2　階



求積表

9.56 X	7.06 =	67.4936
3.56 X	2.00 =	7.1200
合計		74.6136
床面積		74.61 ㎡

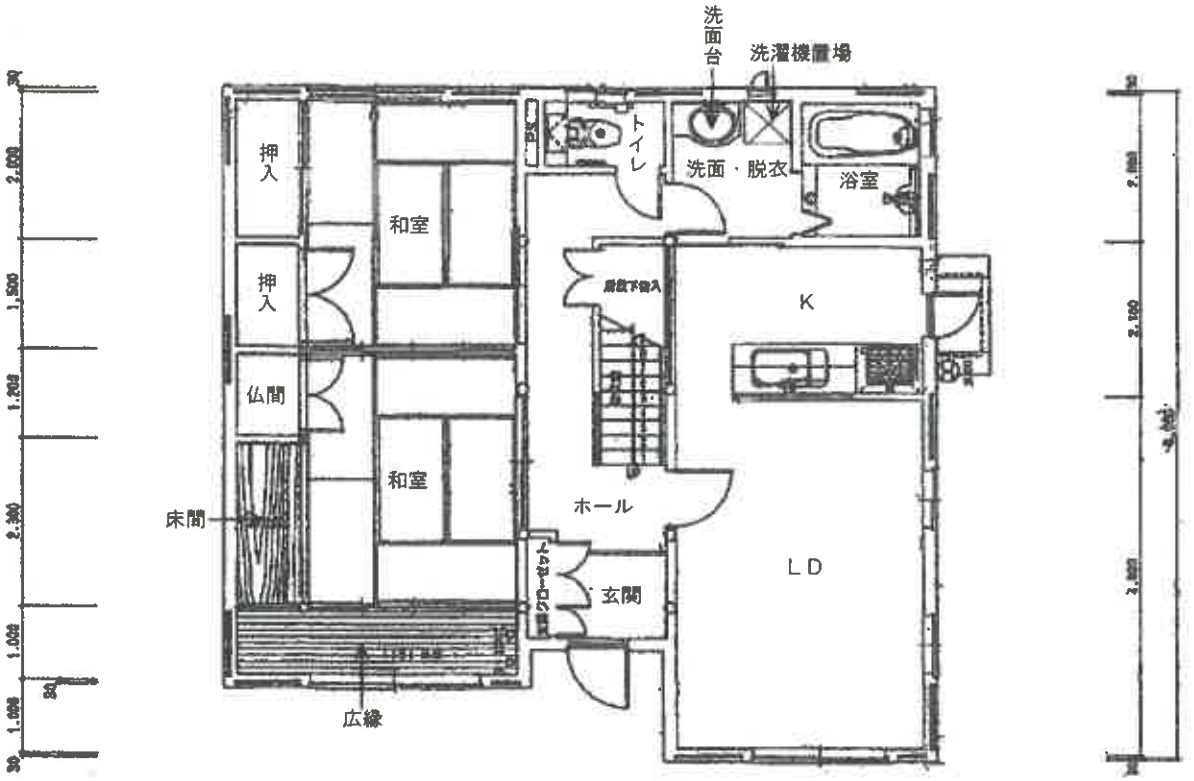


A3→A4に縮小

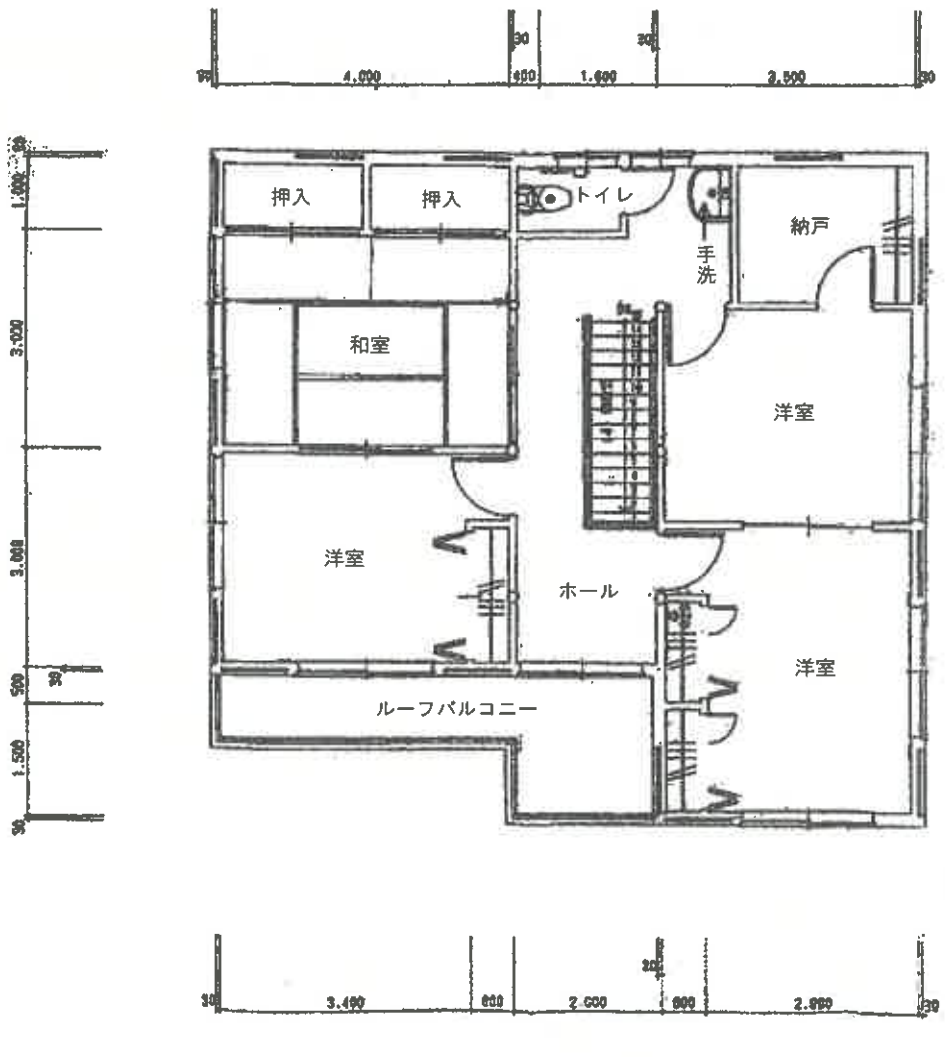
作製者	[redacted]	縮尺	1/250	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（広島法務局三次支局管轄）

調査番号・2-2


洗面台
洗濯機置場
トイレ
洗面・脱衣
浴室
押入
押入
和室
仏間
和室
床間
ホール
K
LD
玄関
広縁

1階


押入
押入
トイレ
手洗
納戸
和室
洋室
洋室
ホール
洋室
ルーフバルコニー

2階


N

建物間取図